

話し合うことが罪になる？ 共謀罪

実行する気はないけれど、何らかの法律違反について冗談で「やろうか」と言い、「そうだ、そうだ」と同意するなどということは珍しい事ではありません。市民生活に身近なことで違法とされる事はたくさんありますが、それらについて話し合い、合意しただけで、準備さえしていないのに処罰されるなんて、とても信じられないことです。でもそんな法律が今国会で強引に作られようとしています。「共謀罪」です。

私たちは自分の行為が違法と気づかないでいることもあります。たとえ犯罪を思い立ったとしても実行を思いとどまることの方が多いものです。でも、共謀罪では知らなかった、止めたと言っても許されないというのです。

犯罪集団と関係ないから大丈夫？

ライブドアは始めから違法なことを目的にした会社ではありません。でも、犯罪を行った会社として社長や重役が逮捕されました。共謀罪の対象は犯罪集団だと言いますが、市民団体・労働団体・宗教団体・政党・会社など、どんな団体でも捜査当局の判断次第で犯罪集団とされることが、前の国会の質疑でわかりました。日本の法制度では2人以上で団体とみなされます。電話もケイタイメールの通信も共謀になります。私たちのコミュニケーションが警察の監視下に置かれることになりかねません。

自分は関係ないと思っても、社会全体に自由が無くなっていけば、日常が暮らしにくいものになるでしょう。

●法律違反を実行せず、被害がなくても処罰？

政府・与党が作ろうとしている「共謀罪」は、600種類を超える法律違反についてそれを行おうと話し合い、合意しただけで処罰されるというものです。これまでの日本の法律では、法律違反が実行され、被害が起きてはじめて犯罪として処罰しています。共謀罪ができると実行のための準備もせず、後で「あれは冗談だよ」と言ったところでおしまいです。

対立候補の選挙
ポスターを破ろう！
と話し合っただけで
【公職選挙法違反】

●誰でも、いつでも犯罪者？

600種類以上の法律違反というと、重大犯罪だけでなく、私たちの生活に密着したものが入っています。それらについて実行する気はないけれど、ちょっと口にするということは良くあることです。節税の相談も、当局が「脱税」と判断すれば共謀罪です。私たちはいつ犯罪に問われるかわからないことになります。

●対象にされるのはすべての団体

政府・法務省は、組織的な犯罪集団を取り締まるため、と言っていますが、法案では何の規定もありません。市民団体、労働団体、宗教団体、株式会社、政党など、すべての団体が対象になります。たとえ犯罪集団と規定したところで、犯罪集団かどうかを判断するのは警察です。

賃上げ要求が
通るまで、徹夜してでも
社長と話し合おう！
と話し合っただけで
【監禁罪】

●密告が蔓延する！

法案では、話し合った仲間の一人が密告すれば、その人には刑を減免するとなっています。当局が政策批判をするけしからん団体だと思えば、スパイを送り込んで扇動し、「共謀罪」をでっち上げてその団体をつぶすことも簡単です。個人が気に入らない人を陥れることにも使われかねません。相互不信の住みにくい社会になってしまいます。

●話し合うことの処罰は内心の処罰！

話し合った内容を処罰するということは、ひとびとの考え方、心の中を監視して処罰するということです。政策を進めるために、不都合な考えを持つことは許さないということです。私たちは自由に考えたり、話し合ったり、表現したりすることのできない、窮屈な社会になってまいります。

貧乏人がふえても良いんだ
というあの大臣を
なくってやろうか！
と話し合っただけで
【傷害罪】

有害食品を売った
食品に抗議して
みんなで取り囲もう！
と話し合っただけで
【威力業務妨害】

